

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和 3 年 4 月 1 3 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「岡山県警察の留置施設で刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律 2 0 8 条、同 1 9 0 条に基づく措置をとった件数などがわかる書面（期間は、○年から○年までの間）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成○年及び同○年に係る反則行為に対する措置状況、平成○年から同○年度に係る反則行為に対する禁止措置件数」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、当該公文書の一部に、条例第 7 条第 2 号及び同第 6 号に該当する非開示情報（以下「非開示情報」という。）が含まれていることから当該情報を非開示とする本件処分を行い、令和 3 年 4 月 2 2 日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定により、令和 3 年 5 月 1 8 日、郵送で岡山県公安委員会に対して審査請求を行った。
- 4 岡山県公安委員会は、審査請求人に対し、「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」、「審査請求の年月日」及び「処分庁の教示の有無及びその内容」の記載がないことを理由に、令和 3 年 5 月 2 0 日付けで、審査請求書の補正を命じた。
- 5 岡山県公安委員会は、条例第 1 7 条の規定により、令和 3 年 9 月 3 日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうちの一部について「一部開示決定処分の取消しを求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

岡山県警察が令和3年4月30日付で私に開示した「反則行為に対する禁止措置件数(平成○年、平成○年)」は、「免除した者の身分」「性別」がマスキングされているが、これは不開示該当性を欠く。

また、「反則行為に対する措置状況」の「留置施設名」「性別」「地位」も同様に不開示該当性を欠く。

よってこれらのとりけしを求める。

(2) 反論書

本件弁明書4(2)アで、

①反則行為の件数

②禁止措置の実施件数

③反則行為の免除件数

が情報公開条例7条2号や6号に該当するとされている。

しかし、警察庁が私に開示した同種文書（H○反則行為に対する禁止措置の実施状況）では、①②③はいずれも開示されている。これは不開示要件該当性の不存在を示している。

よって、処分庁の主張は理由がない。速やかに本件審査請求を認められたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭意見陳述において説明をしている本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

(1) 担当者氏名について

本件対象公文書には、報告を行った警部補以下の警察官の氏名が記載されているが、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の警察職員の氏名は、条例第7条第2号ハの公安委員会規則（平成14年岡山県公安委員会規則第3号）で定める氏名を開示しない警察職員の情報であるため、非開示としたものである。

(2) 反則行為者の人定事項等について

また、同公文書には「反則行為者（氏名、年齢、性別、地位）」、「反則行為認知年月日」、「措置内容等（始期及び終期）」、「免除した者の身分」、「年齢」、「性別」及び「免除に至った理由」が記載されているが、これらは全て反則行為者に関する記述であり、すなわち個人に関する情報と認められ、氏名以外の記述単独では必ずしも特定の個人を識別することができなくとも、当該情報に含まれるいくつかの記述を組み合わせ、又は他の公文書、新聞等で報道された事件に関する情報、訴訟に関する書類等その他

の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得るものであることから、条例第7条第2号に該当するとして非開示とした。

2 条例第7条第6号（行政執行情報）該当性について

（1）警電番号について

本件対象公文書には、警察職員が使用する警察電話の内線番号が記載されているが、これを公にすることにより、業務妨害を目的とした当該内線番号への架電がなされ、業務の停滞につながる等、警察電話における通信の正常かつ能率的な運営に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するとして非開示とした。

（2）留置施設名、反則行為の内容等について

さらに同公文書に記載されている「対象施設等（留置施設名）」、「反則行為の内容」及び「備考」は、これらを公にすることにより、各留置施設ごとの反則行為に対する禁止措置の適用状況から、当該措置の適用がない留置施設においては「反則行為の適用が行われない」などの間違った解釈によって、留置される施設に応じて生活態度を変える者が現れるなど、反則行為の助長又は誘発につながる可能性があり、留置施設内での規律保持及び秩序の維持等、留置施設業務の適正な事務遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。

また、「反則行為の1号から5号の件数の内訳」についても、これを公にすれば留置施設の規律保持及び秩序の維持の重要な手段の一つである反則行為の適用の類型別の件数を開示することになり、ひいては反則行為の適用の着眼点がつまびらかになることから、留置業務の適正な遂行を妨害することが可能となるおそれが認められる。

よって、これらは条例第7条第6号に該当するとして非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、反則行為者に関して年ごとに作成された一覧表であり、①「反則行為に対する措置状況（平成○年）」、②「反則行為に対する措置状況（平成○年）」、③「平成○年 反則行為に対する禁止措置件数」、④「平成○年 反則行為に対する禁止措置件数」、⑤「平成○年 反則行為に対する禁止措置件数」、⑥「平成○年 反則行為に対する禁止措置件数」及び⑦「平成○年度 反則行為に対する禁止措置件数」の7件である。

2 本件における審査項目について

審査請求人が審査請求書により実施機関の決定に対して取消しを主張した項目（以下「審査請求項目」という。）は、本件対象公文書の非開示部分のうち、①「反則行為に対する措置状況（平成○年）」及び②「反則行為に対する措置状況（平成○年）」の非開示部分のうち、「留置施設名」、「性別」及び「地位」、⑥「平成○年 反則行為に対する禁止措置件数」及び⑦「平成

○年度「反則行為に対する禁止措置件数」の非開示部分のうち、「免除した者の身分」及び「性別」である。

しかし、審査請求人は、審査請求書においては主張していなかった「反則行為の件数」、「禁止措置の実施件数」及び「反則行為の免除件数」について、反論書において非開示決定処分の取消しを求めている状況が認められた。

さらに、審査会において本件対象公文書を見分したところ、審査請求人の反論書における主張のうち、「反則行為の件数」については、実施機関は総件数については開示し、その内訳を非開示としているものであり、また、「禁止措置の実施件数」及び「反則行為の免除件数」については、実施機関は元々非開示の判断は行っておらず、開示している状況が認められた。

よって、審査請求人が反論書において主張する非開示項目及びその主張内容には、審査請求項目及び実施機関の開示状況との不整合が見られるとともに、審査請求項目の補正も行われていないことから、これを審議対象とせず、当初の審査請求項目について審議することとした。

3 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、非開示情報を次のように定めている。

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

(2) 条例第7条第6号（行政執行情報）の規定について

条例第7条第6号は、非開示情報を次のように定めている。

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ～ホ 略

4 非開示情報該当性の具体的な検討について

本件対象公文書のうち、実施機関が非開示とし、審査請求人が開示を求め

ている情報が、上記 3 で示した条例第 7 条第 2 号（個人情報）及び同条第 6 号（行政執行情報）の規定に該当するか否か、具体的に検討する。

（1）条例第 7 条第 2 号本文該当性について

審査会において見分したところ、本件対象公文書は、反則行為者の人定事項、反則行為の内容、件数及び措置内容等の反則行為者に関する情報等が記載された一覧表であることが認められたが、その内容のうち、実施機関が非開示とし、審査請求人が開示を求めている「性別」、「地位」及び「免除した者の身分」については、実施機関は条例第 7 条第 2 号に該当するとして非開示としている。

実施機関が非開示とした同情報は、いずれも反則行為者に関する情報であることが認められ、それらの記述単独では必ずしも特定の個人を識別することができるとは言いきれないものであるが、当該情報に含まれるいくつかの記述を組み合わせ、さらに警察庁等が保有する他の公文書、新聞等で報道された事件に関する情報、訴訟に関する書類等その他の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得るものであることが認められる。

よって、これらの情報については条例第 7 条第 2 号本文に規定する個人情報に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

（2）条例第 7 条第 6 号該当性について

さらに審査会において見分したところ、本件対象公文書の内容のうち、実施機関が非開示とし、審査請求人が開示を求めている「留置施設名」については、反則行為者が収容されている留置施設名が記載されていることが認められたが、実施機関は条例第 7 条第 6 号に該当するとして非開示としている。

実施機関が非開示とした同情報は、留置施設に収容されている者に対する反則行為の適用を行った当該施設名を記載したものであることから、これを公にすることにより、各留置施設ごとの反則行為に対する禁止措置の適用基準が誤認され、留置される施設に応じて生活態度を変える者が現れるなど、反則行為の助長又は誘発につながる可能性があり、留置施設内での規律保持及び秩序の維持等、留置施設業務の適正な事務遂行に支障を及ぼすおそれが認められるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、同情報については条例第 7 条第 6 号に規定する行政執行情報に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については、妥当であると認められることから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断した。

第 6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 9 月 3 日	審査庁から諮問を受けた。
令和 3 年 9 月 2 4 日 (審査会第 1 回)	事案の審議を行った。
令和 3 年 1 0 月 2 9 日 (審査会第 2 回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和 3 年 1 1 月 2 6 日 (審査会第 3 回)	事案の審議を行った。
令和 3 年 1 2 月 2 4 日 (審査会第 4 回)	事案の審議を行った。
令和 4 年 1 月 1 3 日	審査庁に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美 智 子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひ と み	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。